

情個審第 48-1 号

平成28年 2月2日

茨城県教育委員会
教育長 小野寺 俊 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長 大和田 一雄

保有個人情報不開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成27年2月27日付け高教諮問第4号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「私が知的障害者と診断された診断書等」不開示決定（不存在）に係る異議申立事案

（個人情報諮問第84号）

（個人情報答申第78号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

平成26年12月2日、異議申立人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる内容の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

私が知的障害者であると診断された診断書等及び特定県立高等学校長から教育長に報告された障害者名簿

2 実施機関の決定及び通知

平成26年12月19日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報が不存在であるとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、本人に通知した。

3 異議申立て

平成27年2月16日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び異議申立人意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成24年6月に人事委員会の職員は、異議申立人がアスペルガー症候群であるという診断書が高校教育課に保管されていることを確認したと発言した。また、同職員は、アスペルガー症候群は完治する疾患であり、3年以内にアスペルガー症候群が完治したという診断書を出さなければ、分限免職処分になる旨の説明を行った。

- (2) 異議申立人は、教頭に精神病院の受診を命じられている。
- (3) 異議申立人は、複数の精神病院を受診したが、アスペルガー症候群や障害者である診断も精神遅滞、発達障害、精神障害の治療薬の処方も受けたことがない。
- (4) 実施機関等がアスペルガー症候群が完治したという診断書の提出等を命じる根拠となる異議申立人が障害者であると診断された診断書又は診断書に代わるものの開示を求める。
- (5) 現在も続いている分限処分の理由と医学的根拠の開示を求める。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 診断書の提出について

学校に勤務する教職員が学校又は教育委員会に対し、診断書を提出しなければならぬ場合については、職員の休日及び休暇に関する規則（昭和29年茨城県人事委員会規則第13号）等で定められている。

実施機関では、異議申立人から提出された診断書を12通保管しているが、当該診断書には、異議申立人が知的障害者であると診断されたものは存在しなかった。

2 障害者名簿について

実施機関では、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に報告している。このため、実施機関では、毎年「障害の申告に関する調査」を行い、茨城県教育情報ネットワークにより、対象者に直接申告させている。

対象者が申告しない限り、障害者として計上されず、異議申立人が自ら申告した記録はない。また、この調査結果は、当該報告以外には使用しない取扱いとしており、この調査をもとに名簿を作成した事実もない。よって、異議申立人を障害者として扱った事実はない。

3 以上により、本件処分は妥当なものと判断する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報、知的障害等があると診断された診断書及び障害者名簿に記載された異議申立人に関する情報（以下、併せて「本件保有個人情報」という。）であると認められる。

実施機関は、本件保有個人情報は存在しないとしているが、異議申立人は、本件処分の取消しを求めているので、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

当審査会において、実施機関が保有している異議申立人から提出された診断書12通を見分したところ、診断は別表に掲げる内容であり、異議申立人に知的障害等があると診断されたものは見当たらなかった。

また、実施機関の説明によると、実施機関では、障害者である職員の任免に関する状況を把握するために、本人の申告に基づき調査を行っているが、異議申立人が申告した記録はないとのことである。異議申立人が障害者であると申告した記録が存在しないため、実施機関は、異議申立人を障害者として扱っていないことからすると、障害者名簿に異議申立人に関する情報が存在しているとは認められない。

以上により、本件保有個人情報は存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点はないと認められることから、実施機関が行った本件処分は、妥当であると判断する。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、本件保有個人情報の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
平成27年	2月	27日	諮問	受理
平成27年	4月	20日	諮問庁意見書	受理
平成27年	6月	16日	異議申立人意見書	受理
平成27年	10月	19日	審査	(平成27年度第5回審査会第一部会)
平成27年	11月	25日	審査	(平成27年度第6回審査会第一部会)

別表
(省略)